

両津総合体育館
指定管理業務特記仕様書

佐渡市文化スポーツ課

両津総合体育館 指定管理業務特記仕様書

(目的)

第 1 条 この両津総合体育館指定管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、両津総合体育館（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）、佐渡市社会体育施設使用料減免要綱（以下「減免要綱」という。）及び佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）のほか、必要な事項について定める。

(優先順位)

第 2 条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第 3 条 佐渡市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等をもって、市民の交流とスポーツの振興を図るとともに、明るく豊かな市民生活の形成に貢献することにある。

(指定期間)

第 4 条 指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日とする。

(指定管理料)

第 5 条 佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料は 32,900,000 円の範囲内とし、詳細については別途協定書で定めるものとする。

(法令等の遵守)

第 6 条 指定管理者は次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 体育施設条例及び体育施設規則
- (3) 減免要綱
- (4) 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則
- (5) 佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (6) 佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (7) その他管理運営に適用される法令

(管理物件)

第 7 条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表 1 のとおりとする。

(業務の範囲)

第 8 条 条例第 12 条に規定する業務は、標準仕様書で定める業務のほか、別表 2 のとおりとする。

(リスク分担)

第 9 条 業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別紙 3 のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場

合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第 10 条 佐渡市は、第 8 条で定める業務を行なうために必要な管理物品のうち別表 4 に定める備品等Ⅰ種を、無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等Ⅰ種を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等Ⅰ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1 件につき 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

4 指定管理者は、故意又は過失により備品等Ⅰ種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第 11 条 指定管理者は、管理物品のうち別表 5 に定める備品等Ⅱ種を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等Ⅱ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 管理運営において、備品等Ⅰ種及びⅡ種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1 件につき 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

(管理物件の現状変更)

第 12 条 指定管理者は、施設を改造等により現状を変更（施設の修繕及びその他軽微な変更を除く。）及び敷地に建物その他の工作物を建設しようとする場合には、事前に改造等の計画を書面によって市に申請し、その承認を受けなければならない。

(管理物件の修繕等)

第 13 条 管理施設の改造、増築、移設については、前条によるものを除き佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕については、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市が加入する別表 2 の建物災害共済保険の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定められた負担区分に基づく額を市に納付するものとする。

(業務等の引継ぎ)

第 14 条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

(1) 令和 8 年 3 月 31 日以前に佐渡市が許可した施設の利用及び実施が決定している事業

(2) 前号に掲げるもののほか、別表 6 に定める契約

(その他)

第 15 条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

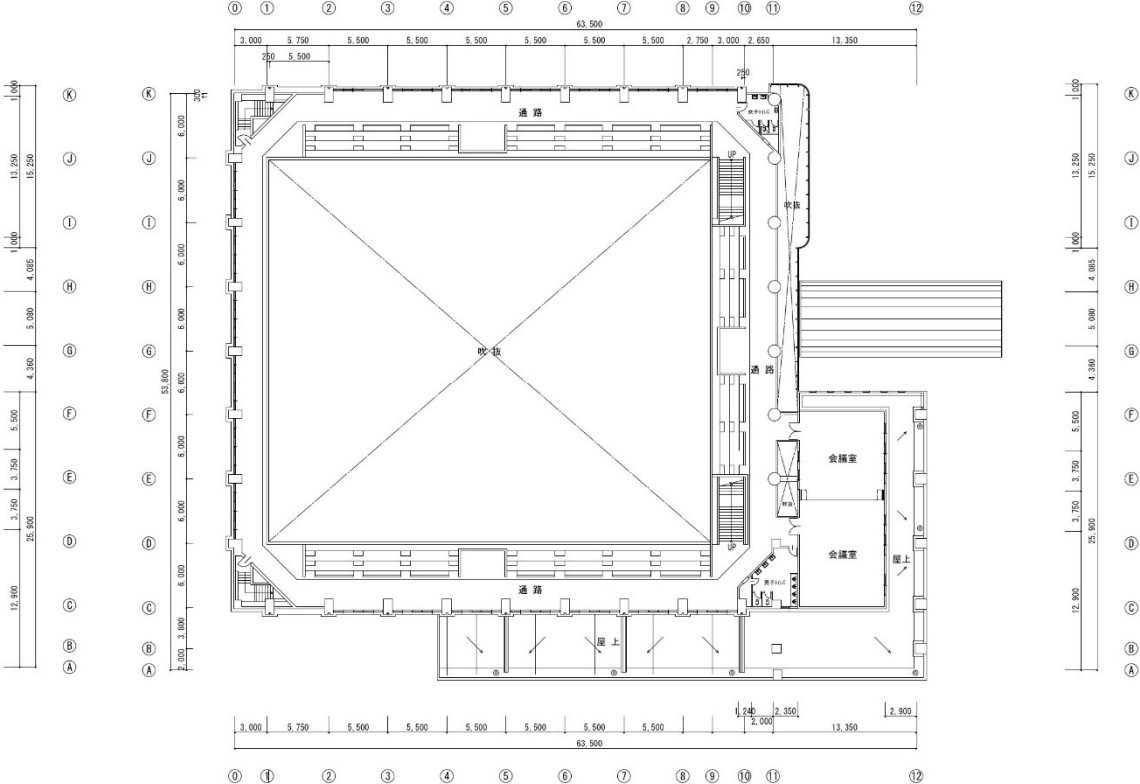
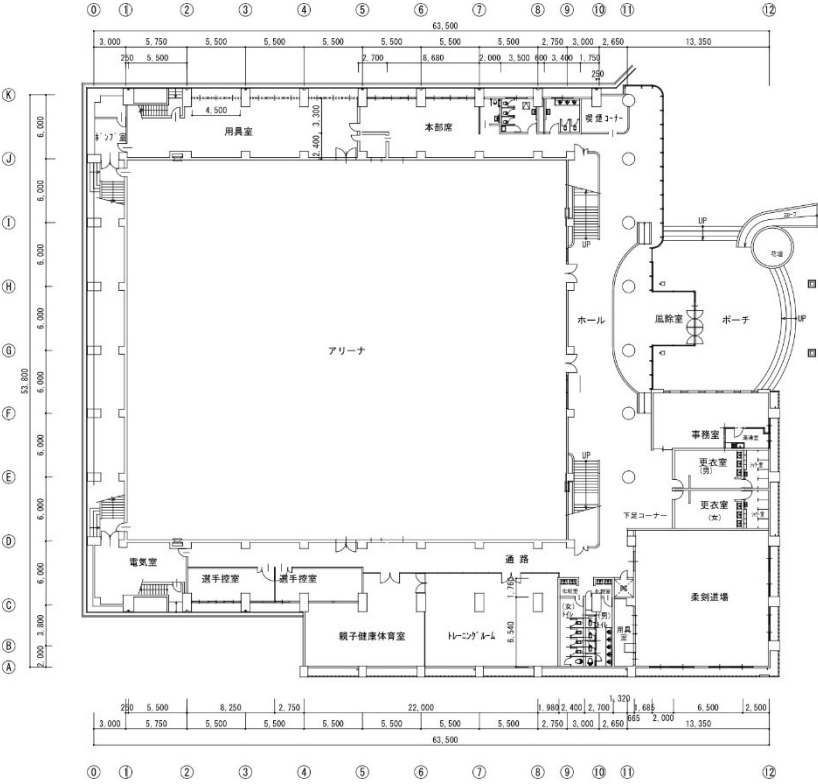
別表 1 管理施設（第 7 条関係）

施 設 の 名 称		両津総合体育館	
施 設 の 所 在 地		佐渡市梅津 2343 番地 1	
施 設 概 要	建 築 構 造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2 階建	
	敷 地 面 積	15,783.1 m ² （体育館 10,600.33 m ² ・駐車場 5,182.81 m ² ）	
	建 築 面 積	3,131.1 m ²	
	建 築 延 面 積	4067.9 m ² （1 階 2963.9 m ² ・2 階 1104.0 m ² ）	
	開 館 日	平成 1 年 11 月（竣工）	
	施 設 構 成	アリーナ・柔剣道場・トレーニングルーム・本部身障者室 親子健康体育室・更衣室・選手控室・事務室 観覧席・ランニングコース・会議室 参考資料 2 平面図 参照	
	設 備		
	利 用 者 実 績	令和 4 年度	34,566 人
		令和 5 年度	32,567 人
		令和 6 年度	17,699 人
	使 用 料 実 績	令和 4 年度	1,170 千円
		令和 5 年度	773 千円
		令和 6 年度	614 千円
	契 約 状 況	別表 6 参照	
	収 支 実 績	令和 4 年度	-197 千円 （指定管理料 9,556 千円）
		令和 5 年度	-726 千円 （指定管理料 9,638 千円）
		令和 6 年度	-599 千円 （指定管理料 9,764 千円）
	改 築 ・ 修 繕 履 歴	別表 7 参照	
付 帯 施 設 等		駐車場 140 台	
そ の 他		平成 25 年度まで直営、平成 26 年度以降は指定管理。	

参考資料 1 施設正面写真



参考資料 2 平面図



参考資料3 位置図



別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
（施設運営業務） 1 目的外使用の許可 （1）佐渡市行政財産目的外使用条例（平成 16 年条例第 67 号。）及び佐渡市行政財政目的外使用条例施行規則（平成 16 年条例第 61 号。）の規定に基づく業務を行うこと。	（施設運営業務） 1 利用許可及び利用の制限 （1）公の施設として常に平等な対応を確保すること。 （2）施設は市内小学校、中学校、高校、保育園および幼稚園において、児童、生徒、園児の体育等の授業、クラブ活動に使用しているので、その利用が図られるよう配慮すること。 （3）施設利用の予約及び利用状況を記録すること。 （4）次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。 ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 イ 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 ウ 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 （5）利用の許可等の申請があつた場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該利用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく教示を行うこと。 （処分不服があるときは、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長等に対して審査請求をすることができる。また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市等を被告として提起す

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	ることができる。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することになる） 2 利用許可の変更及び利用の中止 (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 ア 施設の利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 イ 利用者が条例又は条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 ウ 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。 エ 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 オ 公益上必要があると認められるとき。 カ 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。 3 営業期間及び利用時間の遵守 4 利用料金の徴収 5 利用料金の改定 6 利用料金の減免

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	(1) 条例第 12 条の規定中「あらかじめ市長が定める基準」は、次のとおりとする。 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催する事業において利用するとき。 イ 減免要綱によるもの。 ウ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たとき。 7 ソフト事業等 (1) ソフト事業 (2) ソフト事業に係る事前協議、料金の決定及び徴収 (3) 自主事業 8 広報及び営業等 (1) ホームページの作成及び更新を行ない、市内外に向けて積極的な情報発信を行うこと。 (2) 対面、電話、FAX 等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。 (3) リーフレットをはじめ他の媒体を活用して、積極的な広報を行うこと。 (4) 対面、電話、FAX 等による集客を行うこと。 9 利用に係る指導、助言 (1) 施設の利用に必要なマニュアルを作成するとともに、利用者が行う

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	諸手続に必要な助言を行なうこと。 (2) 施設、設備及び備品等が適切に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行なうこと。 (3) 施設の利用等について、主催者及び利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を市に報告すること。 10 利用者の安全確保 (1) 施設内及び施設周辺を適宜巡回し、火気及び不審物等の確認を行なうこと。 (2) 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての計画を作成すること。 (3) 急病、けが等に対応できるよう、関係機関と連携を図ること。 (4) 災害等において、市が避難場所として利用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。 (5) 調理室の管理については、食中毒の防止対策に万全を期すとともに、食品衛生法の規定に従い、安全衛生管理を徹底すること。 11 職員の安全確保 (1) 業務における安全管理指導を定期的に行なうこと。 (維持管理業務) 1 日常清掃及び消耗品等の補充 (1) 施設及び駐車場において日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美観を

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
（経営管理業務） 1 モニタリング （1）必要に応じて現場確認を行うこと。 （2）定められた報告を求めること。	保つこと。 （2）施設周辺の定期清掃を行うこと。 （3）冬季における駐車場の除雪を行うこと。 （4）消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達の推進や資源リサイクルに配慮すること。 2 設備・備品等の保守管理 （1）保守点検を随時行い、常に良好な環境を維持するとともに、細心の注意をもって設備及び備品等を管理すること。 （2）適切に運転が行なわれるよう日常及び法定点検を適切に行うこと。 ア 消防設備総合点検 イ 自家用電気工作物保安点検（50KW 以下自主点検） ウ 浄化槽保守点検 （3）定められた負担区分に基づき、必要な修繕を行うこと。 （4）修繕記録を整理し、市に報告すること。 3 保安警備業務 （1）利用者が集中する際は、警備及び誘導を行うこと。 （2）夜間及び休館についても保安警備を行うこと。 （経営管理業務） 1 モニタリング （1）市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
2 連絡調整 (1) 事務連絡会議等を開催し、指定管理者と情報交換を行うこと。	2 文書管理 (1) 管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。 (2) 業務に係る文書を適正に管理すること。 (3) 指定期間の満了等に伴い管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。 3 事業計画・報告 (1) 定められた時期に、事業計画書と事業報告書を作成し提出すること。 4 連絡調整 (1) 市が実施する事務連絡会議等に参加し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。 5 職員の配置及び管理 (1) 業務を効果的かつ効率的に行なうために必要な人員配置及び勤務形態をとること。また、職員については雇用形態に応じ福利厚生（社会保険加入、雇用保険加入、有給休暇など）を徹底すること。 (2) 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。 (3) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。 6 会計等 (1) 指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと。

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	(2) 収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。 (3) 管理業務に係る経費の出納は、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。 7 経費の節減 (1) 電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運転により、光熱水費の削減に努めること。 8 契約の変更 (1) 電気、水道、電話等の使用名義を市から指定管理者に変更すること。

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等														
（その他業務） 損害賠償の対応 次の保険に加入し、保険料を負担すること。 (1) 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 <table><tr><th>保険内容</th><th>金額区分</th><th>負担者・負担割合</th></tr><tr><td>1 火災・落雷・爆発 (免責無し)</td><td>20 万円未満</td><td>保険料 100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。</td></tr><tr><td>2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責 5 万円未満）</td><td>20 万円以上 共済責任額まで</td><td>保険 100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。</td></tr><tr><td rowspan="2">風・水災（免責 5 万円未満）</td><td>20 万円未満</td><td>指定管理者 50%、保険 50% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。</td></tr><tr><td>20 万円以上 共済責任額まで</td><td>市 50%、保険 50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。</td></tr></table>	保険内容	金額区分	負担者・負担割合	1 火災・落雷・爆発 (免責無し)	20 万円未満	保険料 100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責 5 万円未満）	20 万円以上 共済責任額まで	保険 100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	風・水災（免責 5 万円未満）	20 万円未満	指定管理者 50%、保険 50% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	20 万円以上 共済責任額まで	市 50%、保険 50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	（その他業務） 1 損害賠償の対応 市が指定する業務については、市で加入する全国町村会総合賠償補償保険の被保険者としてみなされ、市の責任と同等に当該保険の対象となるため、加入の必要は無い。 ただし、指定管理者が自主事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととなるため、市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。 2 各種届出 業務に必要な関係機関への届など、各種手続きを行うこと
保険内容	金額区分	負担者・負担割合													
1 火災・落雷・爆発 (免責無し)	20 万円未満	保険料 100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。													
2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責 5 万円未満）	20 万円以上 共済責任額まで	保険 100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。													
風・水災（免責 5 万円未満）	20 万円未満	指定管理者 50%、保険 50% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。													
	20 万円以上 共済責任額まで	市 50%、保険 50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。													

別表２ 業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等	
地震（免責 10 万円未満。ただし、罹災した加入物件が複数あり、損害額の合計額が 10 万円以上であれば、1 件あたりの損害額が 10 万円未満でも保険の対象となる。）	20 万円未満	指定管理者 85 %、保険 15% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。		
	20 万円以上 共済責任額まで	市 85%、保険 15% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。		
(2) 全国町村会総合賠償補償保険				
保険内容	身心		財物	
賠償責任保険 （施設の瑕疵に起因する事故の補償）	2 億円／人 20 億円／事故		2 千万円／事故	
保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院
補償保険 （市が行う業務に起因する事故の補償）	500 万円	20～500 万円	1～15 万円	1～6 万円 （6 日目以降）

別表3 リスク分担（第9条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		市	指定管理者
管 理 運 営 費	急激な物価変動による管理運営費の変更（管理運営に影響を及ぼす場合に限り）	○	
	関係法令の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限り）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能な場合）	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限り）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生する費用		○
物 品 等 の 損 傷 等	建物・設備の損傷による軽微な修繕（1件20万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損 害 賠 償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注) 指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
そ の 他	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続き等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。

別表4 備品等Ⅰ種（第10条関係）

両津総合体育館

部屋	物品名	数量	備考
事務室	リソグラフ印刷機	1	
湯沸室（事務室内）	流し台	1	
更衣室（男子）	コインロッカー（2列×4段）	2	
更衣室（女子）	コインロッカー（2列×4段）	2	
トレーニングルーム	S E Rコンビネーションマシンメインユニット	1	
	S E Rコンビネーションマシンサブユニット	1	
	セノー コードレスバイク V60	1	
	セノー コードレスバイク V70	1	
	エアロフィットネス	1	
	ダンベルセット	1	
	バーベルセット	1	バー含む
	バーベルラック	1	
	スクワットラック	1	
	空調設備一式	1	エアコン
	ダンベルラック	1	
	バーベルバーラック	1	
	ラボードマシン L X E 1200	1	
親子健康体育室	ウレタンマット	1	
	マット（150×600）	2	
選手控室（前）	卓球台	9	
	ポータブルステージ	1	

選手控室（奥）	FUJITSU KIDEN 操作盤	2	
	FUJITSU KIDEN 移動式得点盤	2	
	ファールライト モルテン B F L 5 セット	1	
	移動式電光得点盤モルテン S C X	1	
	モルテン 30 秒タイマー表示装置	2	
	モルテン時間リモン操作盤 O T R S P D	2	
	ショットクロック操作盤	6	セノ 2 モルテン 4
アリーナ	移動式バスケット台	4	
	電光式得点表示盤 固定式	2	
1F 倉庫（本部席側）	ポータブルステージ	13	
喫煙コーナー	空気清浄器	1	
1F 廊下	シューズボックス（3 列×2 段）	1	
	流し台	1	
玄関	シューズボックス（3 列×2 段）	2	
用具室（アリーナ中央）	シート	27	
	シートハンガー	3	
	シート巻取り器	2	
	バレーボール審判台	2	
	マット（150×300）	1	
	マットラック	2	
	スカットボール	2	
	キンボールセット	3	
	グラウンドゴルフセット	5	
	カラーリングセット	1	
	バレーボール支柱カバーセット	2	

	ソフトバレー支柱（延長用）	18	
	デジタル前屈計	1	
	デジタル上体そらし計	1	
	デジタル握力計	1	
	デジタル背筋力計	1	
	肺活量測定器	1	
	皮下脂肪圧計	1	
	ジャンプメーター	1	
	昇降運動用踏み台	2	
	ペースタイマー	1	
	フリッカー値測定器	1	
	カロリー測定器	1	
	柔道得点盤	1	
用具室（アリーナ奥）	支柱整理台	1	
	バドミントン支柱セット	8	
	バレーボール支柱セット	2	
	テニス支柱セット	2	
	卓球台	7	
	卓球スクリーン運搬車	1	
	卓球台 MS300	2	
	スプリングゴール	2	
	セッティングゲージ	2	
	ショットクロック	2	
	バレーボール支柱	1	
	バスケットゴール	3	
	サーキュレーター	5	
ランニングコース	暗幕カーテン一式	1	

別表5 備品等Ⅱ種（第11条関係）

種類	規格・構造	数量	備考
	該当なし		

別表 6 契約内容（第 13 条関係）

単位：円

No.	契約内容	契約先	場所	契約期間	契約額	備考
1	施設清掃業務	清研舎		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	1, 063, 480	
2	警備管理業務	セコム佐渡(株)		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	666, 600	
3	空調設備保守点検業務	(有)両津冷機工業所		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	85, 800	
4	植栽維持管理業務	(有)松木園芸		R6. 4. 1 から R6. 10. 31 まで	282, 700	
5	消防設備点検業務	(有)両電舎		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	165, 000	
6	自動扉保守点検業務	新潟寺岡オートドア(株)		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	30, 800	
7	貯水槽維持管理業務	(有)小池設備		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	78, 320	
8	トレーニング機器保守点検業務	セノー(株)関東信越店		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	224, 950	
9	自家用電気工作物管理業務	(一社)東北電気保安協会		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	205, 920	
10	建築物調査業務	(有)伊勢工務店		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	62, 810	3 年に 1 回実施
11	当直業務委託	シルバー人材センター		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	961, 922	
12	簡易水道検査	(一財)新潟県環境衛生研究所		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	18, 700	